

蒲郡市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な主体間の情報共有並びに連携及び協働による多様な日常生活の支援体制の充実及び強化を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進するために東三河広域連合が実施する介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第2項第5号に規定する事業(以下「事業」という。)について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱(平成30年4月1日施行)第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、この事業の全部又は一部について、相当と認める団体等に再委託することができる。

(実施内容)

第3条 市長は、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活支援コーディネーター(地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。以下同じ。)の配置事業
- (2) 協議体(各地域における生活支援コーディネーター、生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークをいう。以下同じ。)の設置及び運営事業

(生活支援コーディネーターの配置)

第4条 市長は、多様な主体による取組の調整及び地域での一体的な活動を推進するため、生活支援コーディネーターを配置する。

(生活支援コーディネーターの取組内容等)

第5条 生活支援コーディネーターは、地域包括支援センター等と連携し、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 地域資源の開発
 - ア 地域に不足する生活支援等サービス及び支援の創出
 - イ 生活支援等サービス及び支援の担い手の養成
 - ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- (2) ネットワークの構築

- ア 関係者間の情報共有
 - イ 生活支援等サービス提供主体間の連携体制づくり
- (3) ニーズと取組のマッチング
- ア 地域の支援ニーズと生活支援等サービス提供主体の活動のマッチング
 - イ 生活支援等サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング
- (4) その他業務の実施に関し必要な取組

2 生活支援コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援等サービスの提供実績のある者又は支援を行う団体等であって、地域でのコーディネート業務を適切に行うことができ、所属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有するものとする。

(協議体の設置)

第6条 市長は、定期的な情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、生活支援コーディネーター、生活支援等サービスの提供主体等が参画する協議体を設置する。

2 前項の協議体については、蒲郡市地域包括ケア推進協議会設置要綱（平成27年4月1日施行）別表第2に規定する居場所・生活支援体制整備部会をもって充てるものとする。

(協議体の所掌事務)

第7条 協議体は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進に関すること。
- (2) 事業の企画、立案及び方針策定に関すること。
- (3) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (4) 情報交換及び多様な主体への働きかけに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活支援等サービスの体制整備に関して、協議体が必要と認める事項についての検討、協議及び調整を行うこと。

(個人情報の保護)

第8条 生活支援コーディネーター及び協議体の構成員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報が適切に保護されるように配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用

してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。